

R4.6.30改正 低入札価格調査制度の改正について【概要版】

制度の概要について

①対象となる入札

那珂川町が行う下記の入札案件が対象となります。

「予定価格 5,000 万円以上の建設工事に係る入札」

「総合評価落札方式による入札」

「予定価格 2,000 万円以上の土木関係及び建築関係建設コンサルタント業務に係る入札」

上記入札案件において、入札額が町の設定する「低入札調査基準価格」を下回る場合、低入札価格調査制度事務処理要綱に基づき「基本調査」を行います。基本調査の結果によっては「重点調査」を行い、入札金額の妥当性を判断することとなります。

②低入札調査基準価格の算定方法

8月1日以降に入札の公告または入札の通知をするものから、低入札調査基準価格の算定式を以下の通り改正します。

1)土木工事に係る低入札調査基準価格

直接工事費×①＋共通仮設費×②＋現場管理費×③＋一般管理費×④

係数	改正前	R4.6.30改正後
①	10分の9.5	10分の 9.7
②	10分の9.0	10分の 9.0
③	10分の6.0	10分の 9.0
④	10分の3.0	10分の 6.8
設定範囲	上限値：予定価格×0.85 下限値：予定価格×0.66	上限値：予定価格× 0.92 下限値：予定価格× 0.75

2)建築工事及び設備工事に係る低入札調査基準価格

【改正前】 直接工事費×0.9×①＋共通仮設費×②＋現場管理費×③＋一般管理費×④

【改正後】 直接工事費×0.9×①＋共通仮設費×②

＋（現場管理費＋（直接工事費×0.1））×③＋一般管理費×④

係数	改正前	R4.6.30改正後
①	10分の9.5	10分の 9.7
②	10分の9.0	10分の 9.0
③	10分の6.0	10分の 9.0
④	10分の3.0	10分の 6.8
設定範囲	上限値：予定価格×0.85 下限値：予定価格×0.66	上限値：予定価格× 0.92 下限値：予定価格× 0.75